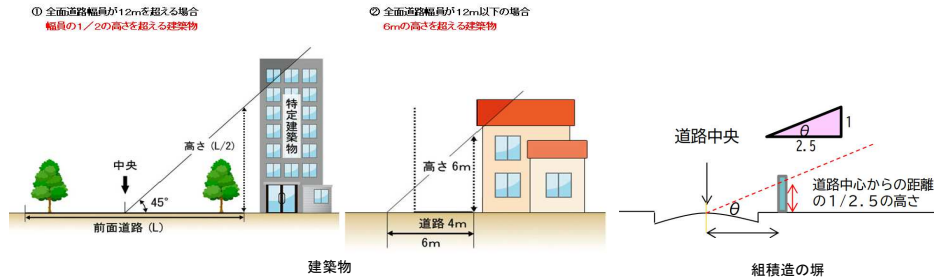


■避難路沿道建築物調査の概要

1) 目的

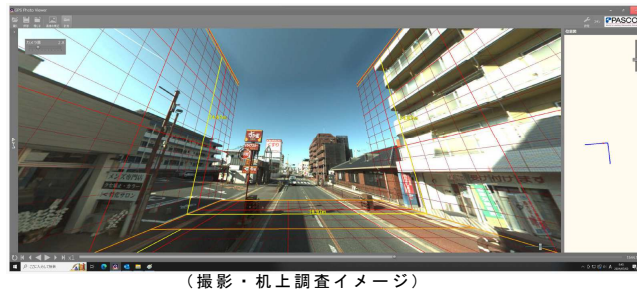
避難路等の沿道建築物及び組積造の塀の状況について実態調査し、計画改定のための基礎資料とするもの。

(参考図) 通行障害建築物に該当する建築物及び組積造の塀



2) 概要

○調査道路を選定の上、360度全方位カメラ(車載)により撮影し、道路沿道建築物状況を調査。道路幅員により、該当する建築物及び組積造の塀を抽出。



○県が所有する GIS 地図情報データ及び航空写真や航空レーザー測量成果等での 3 次元座標を利用し、緊急輸送道路等の沿道建築物の高さと道路幅員情報を整理することで、通行障害建築物に該当する可能性が高い建築物を抽出する。

○該当建築物のうち、旧耐震基準 (S56.5 以前) のものを抽出の上、所有者、構造、規模など必要な情報を取得

○沿道建築物について地図情報と併せ建築物台帳を整理し、併せて旧耐震の特定建築物 (S56.5 以前) について、プロット及び台帳を整理する

■調査の流れ

①対象路線の選定

緊急輸送道路ネットワークに位置付けられている路線のうち、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路を対象とする。

緊急輸送道路ネットワーク図 (R6.3) に基づいて、現行計画の調査済み路線との比較を行い、未調査路線を抽出し、調査対象として選定する。

なお、未調査路線において沿道に建物が存在しない区間については事前に対象から除く。

②選定路線の走行写真撮影 (道路と沿道建築物の状況)

選定した路線沿道状況を 360 度全方位カメラにより撮影を行う。

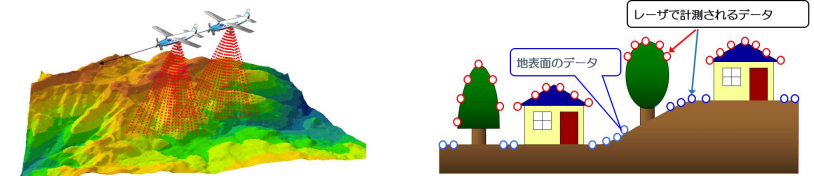
③沿道建築物候補の抽出

撮影写真を基に、沿道建築物の机上調査を行い、「候補」「非該当 (※)」に区分を行う。

※非該当: 新耐震基準の建築物及び倒壊時に道路を塞ぐ可能性が極めて低い建築物及び組積造の塀

④通行障害建築物の抽出

「候補」について、航空写真及び航空レーザー測量成果から建物高さを取得する。また、前面道路の幅員構成を踏まえて、通行障害建築物に該当する可能性が高い建築物を抽出する。組積造の塀の場合、必要に応じて現地にて状況の確認を行う。



⑤通行障害建築物のプロット

④で抽出された通行障害建築物を地図上にプロットを行うとともに、調査結果について整理を行う。

